河川整備計画（大臣管理区間）

策　定　報　告

〇高瀬川（たかせがわ）水系河川整備計画（平成18年3月31日策定）

〇子吉川（こよしがわ）水系河川整備計画（平成18年3月31日策定）

平成１８年８月１０日

事後評価実施要領及び細目について

H15.3.31国土交通事務次官通知　第４　１項（４）

　河川事業、ダム事業については、河川法に基づき学識経験者　等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定、変更を行った場合には再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

H16.3.30国土交通省河川局長通知　第４　１項（３）

　実施要領　第４　１（４）の規定に基づき河川整備計画の策定、変更により再評価の手続きが行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

河川法上の位置付け

■「河川整備基本方針」の策定

河川法　第16条

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めなければならない。

■「河川整備計画」の策定

河川法　第16条の2

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めなければならない。

むつ小川原開発計画の経緯

年　度	小川原湖総合開発事業に係る動き
昭和47年9月	○むつ小川原開発第1次基本計画　閣議了解
昭和52年8月	○むつ小川原開発第2次基本計画　閣議了解 ⇒六ヶ所村から三沢市に至る臨海部の大規模工業基地建設が位置づけられた
昭和53年12月	○基本計画策定･告知，建設事業着手
	【産業経済活動のグローバル化、国際競争の激化など社会情勢の変化】
平成８年10月	○「小川原湖総合開発事業審議委員会」が「小川原湖淡水化撤回」の意見を提出
平成14年10月	･小川原湖広域水道用水供給事業（広域水道企業団企業長） ･小川原工業用水事業（青森県知事） ･国営土地改良事業（東北農政局長） ･県営畑地帯総合土地改良事業（青森県知事） 利水要望取り下げ
〃	
平成14年11月	
〃	
平成14年11月	○東北地方整備局事業評価監視員会において総合開発事業の中止が妥当と判断 治水対策は引き続き国土交通省が実施
平成14年12月	○国土交通省が小川原湖総合開発事業の中止を決定

高瀬川水系河川整備基本方針決定　（H16.10月）
高瀬川水系河川整備計画策定　　（H18.　3月）

高瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】策定経緯

高瀬川水系河川整備基本方針決定 （H16.10月）

河川整備計画の策定

学識経験者

高瀬川整備委員会

第1回　H 17.　9. 6

第2回　H 17.10.13

第3回　H 17.11.25

第4回　H 18.　2. 3

※[河川法第16条の2第3項]

必要があると認められるときは、河川に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

素案作成

意見

素案提示
（H17.11.25）

意見　意見

原案提示
（H18.2.3）

意見

策　定
（H18.3.31）

地域住民

意見を聴く会の開催

H17.12.19　三沢市
H17.12.20　六ヶ所村
H17.12.21　東北町
H17.12.27　七戸町
参　加　者　　21名
意見発表者　　5名
意見件数　　10件

閲覧コーナーの開設

1市2町1村、道の駅おがわら湖・みさわ
高瀬川河川事務所、小川原湖出張所
青森県庁、十和田県土整備事務所
(H17.12.9～H18. 1.10)
33日間　7通　　意見件数　11件

インターネットでの意見募集

(H17.12. 9～H18. 1.10)
33日間　0通

※［河川法第16条の2第4項］

必要があると認められるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるため必要な措置を講じなければならない。

青森県知事 ⇐ 関係市町長

※[河川法第16条の2第5項]

関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

及び[河川法施行令第10条の4]

関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

高瀬川水系河川整備計画とは

・河川法の三つの目的である「治水」「利水」「河川環境の保全」が総合的に達成できるよう配慮します。

・高瀬川水系河川整備計画は、「高瀬川水系河川整備基本方針」に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年とする。

・本計画は、現時点の流域の社会状況・自然環境・河道状況に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩などにより、適宜見直しを行っていく。

計画対象区間

河川名	延長（km）
高瀬川（小川原湖及び七戸川を含む）	40.1





計画の基本理念

安全と安心の確保

過去の水害の歴史を踏まえ、将来にわたって人々が安全かつ安心に暮らせる地域の形成を目指します。



平成2年10月洪水
（東北町七戸川合流部）

微汽水環境を後世に残し、伝える

小川原湖の微汽水環境を保全し、豊かな自然環境を、後世へと継承することを目指します。



小川原湖　湖口部

地域とともに歩む河川・湖沼の維持保全

小川原湖の豊かな自然環境と独特な水辺景観を保全し、 富栄養化対策等流域一体となった湖沼環境の維持･保全を行うため、地域と連携した川づくりを目指します。



湖岸清掃の様子

洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

目標　～河川整備基本方針で定めた計画規模の洪水が発生しても、家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても浸水害の軽減に努める～

安全性の確保

・流下能力の確保
　〇適切な河川管理及び湖岸堤の整備
　〇放水路の拡幅

・環境に配慮した事業の実施

危機管理体制の強化

・洪水時の対応（情報の把握と提供）

・地震、津波、火山噴火対応

水防活動への支援強化

・水防管理団体との連携による水防訓練等の実施

河道の目標流量

河川名	河道の目標流量
高瀬川	150　m³/s
高瀬川放水路	850　m³/s

目標とする湖水位

河川名	地点名	計画高水位
高瀬川	小川原湖	T.P.+1.7m

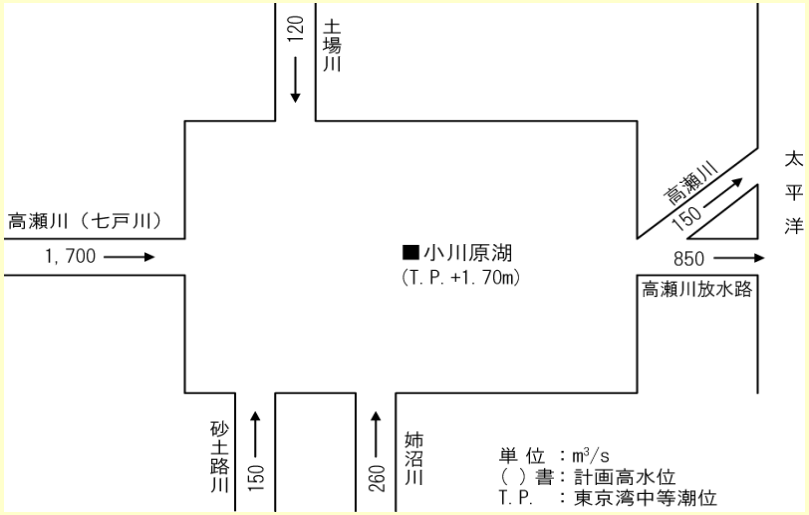

高瀬川における河道の目標流量と小川原湖の計画高水位

洪水対策に関する整備の実施内容

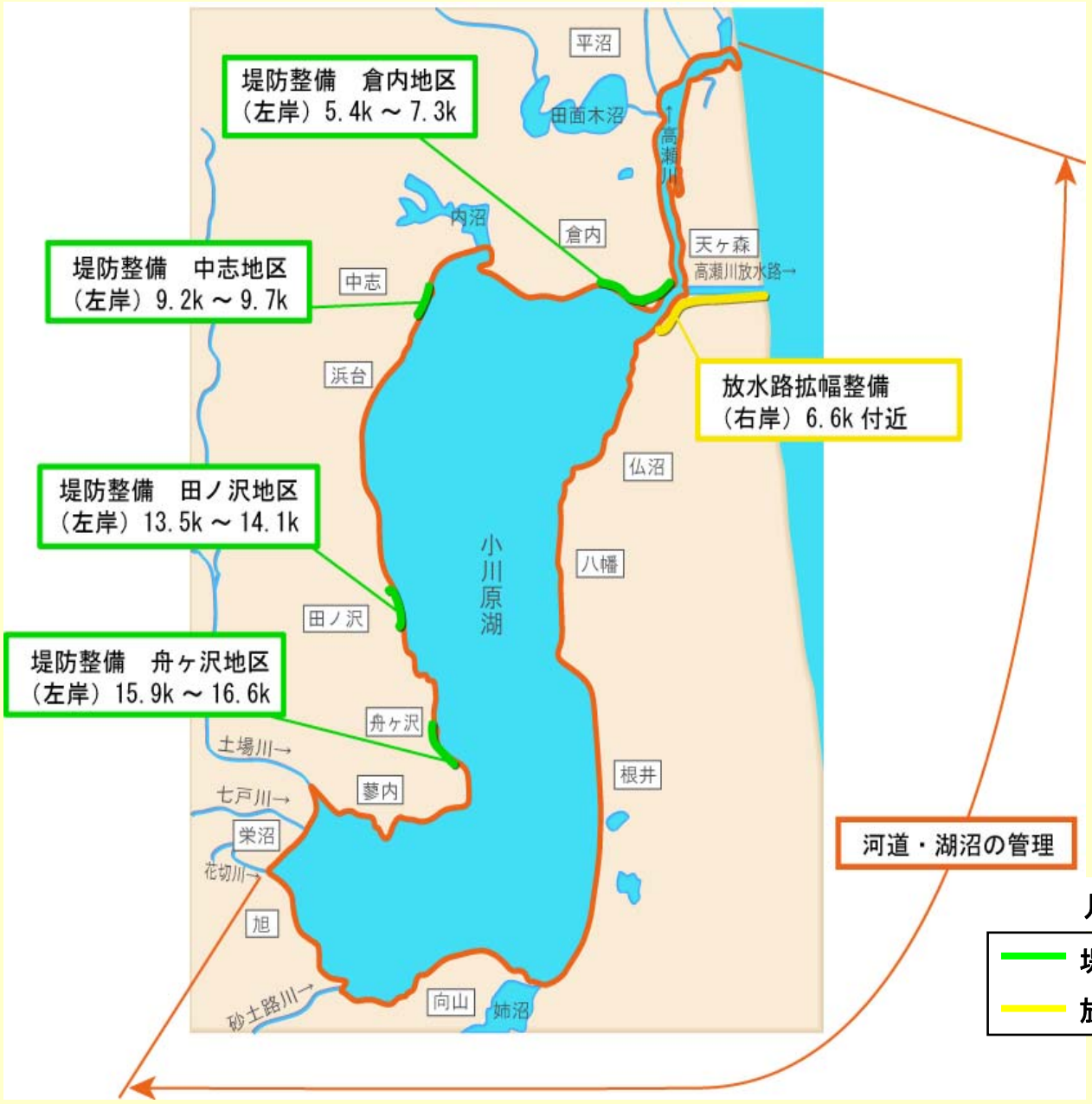

河川整備計画実施による整備効果

現況　河川整備基本方針で定めた計画規模の洪水と同規模の洪水発生時

	現 況
浸水面積	約930ha
浸水世帯数	約160戸



東北町旭地区浸水状況
（S33.9洪水）

現況で河川整備基本方針で定めた計画規模の洪水と同規模の洪水が発生した場合の氾濫区域

整備後　河川整備基本方針で定めた計画規模の洪水と同規模の洪水発生時

	整備後
浸水面積	約240ha
浸水世帯数	約0戸

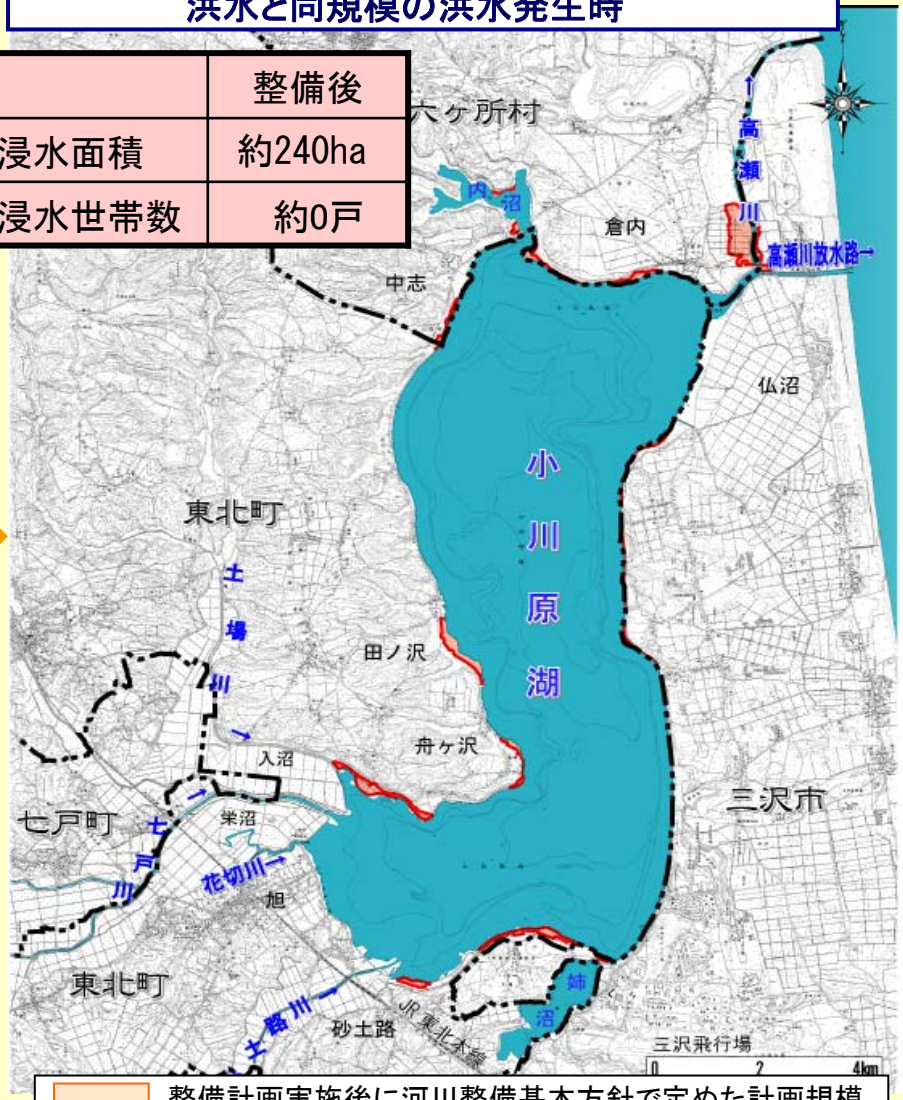

整備計画実施後に河川整備基本方針で定めた計画規模の洪水と同規模の洪水が発生した場合の氾濫区域

費用対効果

高瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）の費用対効果

便益（B）	費用（C）	事業効果（B／C）
5，120百万円	4，836百万円	1.06

結果は平成17年8月時点のものであり、今後、事業費等の数値の変化に伴い上下することがある。

子吉川水系河川整備計画【大臣管理区間】策定経緯

子吉川水系河川整備基本方針（H16.10月）

整備計画の策定

学識経験者

子吉川河川整備委員会

第1回　H17.　5. 23

第2回　H17.　7. 28

第3回　H17.　9.　8

第4回　H17. 10. 27

第5回　H18.　2.　9

※[河川法第16条の2第3項]

必要があると認められるときは、河川に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。

素案作成

意見

素案提示
（H17.10.27）

意見　意見

原案提示
（H18.2.9）

意見

策　定
（H18.3.31）

地域住民

意見を聴く会の開催
H17.11.7　鳥海地区
H17.11.9　本荘地区
参　加　者　　77名
意見発表者　10名
意見件数　　26件

閲覧コーナーの開設
由利本荘市、秋田河川国道事務所、子吉川出張所、鳥海ダム調査事務所(H17.11.2～H17. 11.30)
29日間　12通　　意見数　23件

インターネットでの意見募集
(H17.12. 9～H18. 1.10)
29日間　2通　　意見数　9件

※［河川法第16条の2第4項］

必要があると認められるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるため必要な措置を講じなければならない。

秋田県知事　⇐　由利本荘市長

※[河川法第16条の2第5項]

関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

及び[河川法施行令第10条の4]

関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

子吉川水系河川整備計画とは

・河川法の三つの目的である「治水」「利水」「河川環境の保全」が総合的に達成できるよう配慮します。

・子吉川水系河川整備計画は、「子吉川水系河川整備基本方針」に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年とする。

・本計画は、現時点の流域の社会状況・自然環境・河道状況に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩などにより、適宜見直しを行っていく。

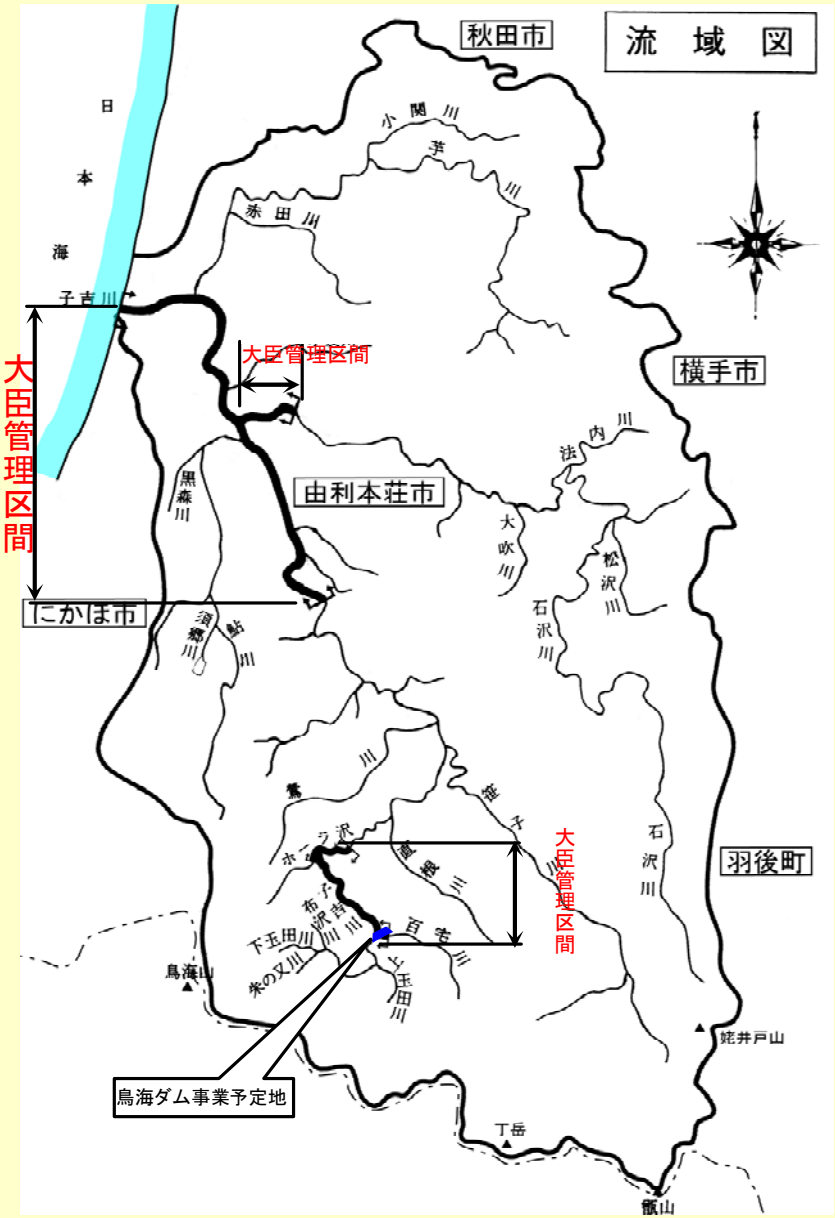

計画対象区間

河川名	延長（km）	備考
子吉川	23.8	
石沢川	2.6	
子吉川	8.6	鳥海ダム関連
ホーラ沢	0.25	
狐息内沢川	0.3	
百宅川	0.6	
合計	36.15	

計画の基本理念

安全・安心の川づくり

過去の水害や渇水の歴史を踏まえ、安全な生活ができ、安心して水の利用ができる川づくりを目指します。



平成2年6月洪水
（由利本荘市岩渕下地区）

豊かな自然を次世代に引き継ぐ川づくり

子吉川の持つ豊かな自然環境や美しい河川景観を保全・創出し、次の世代に引き継ぐことのできる川づくりを目指します。



鳥海山と子吉川

癒しの川づくり

利用したいすべての人々が、いつでも気軽に訪れ、川が本来持っている癒し効果を存分に享受できる川づくりを目指します。



せせらぎパークを利用した「癒し」

地域の活性化に寄与する川づくり

ボートやカヌーによる河川利用が盛んで、下流高水敷で多くのイベントが開催される子吉川の水辺の魅力を最大に引き出し、一度訪れた人が何度も訪れる観光・地域交流の拠点となるような川づくりを目指します。



由利本荘市民ボート大会

洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

目標　～戦後最大洪水であると昭和22年7月洪水と同規模の洪水が発生しても、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても浸水被害の軽減に努める～

安全性の確保

・流下能力の確保
- ○適切な河川管理及び堤防整備
- ○河道掘削
- ○鳥海ダムの建設

・環境に配慮した事業の実施

危機管理体制の強化

・洪水時の対応（情報の把握と提供）

・地震、津波、火山噴火対応

水防活動への支援強化

・水防管理団体との連携による水防訓練等の実施

主要地点における河道の目標流量

河川名	地点名	地先名等	河道の目標流量
子吉川	由利橋	由利本荘市鍛治町	2,800m3/s
	二十六木橋	由利本荘市出戸	2,000m3/s
	明法	由利本荘市前郷	900m3/s

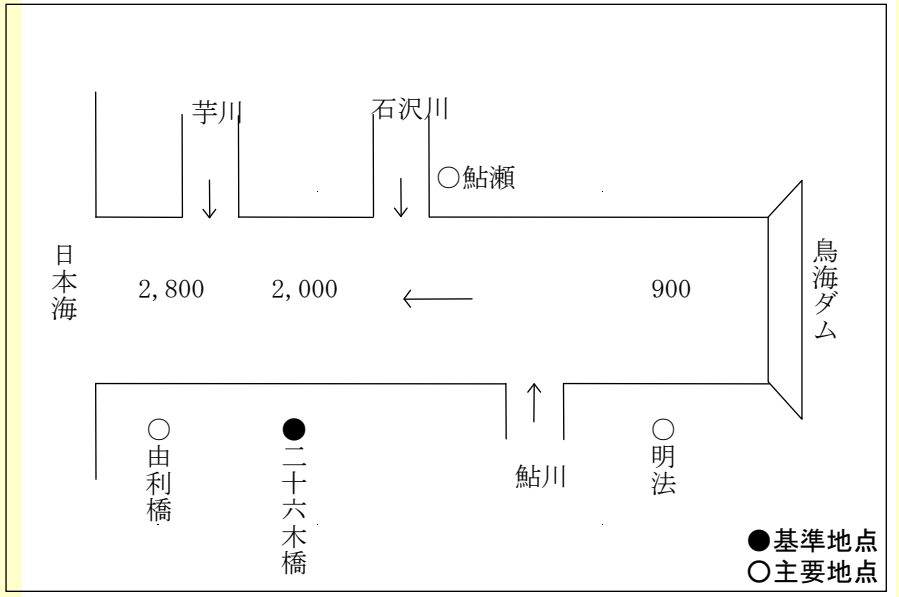

洪水対策に関する整備の実施内容

凡　例

堤防整備

河道掘削

水防活動拠点の整備　荒町地区
（右岸）　10.0km付近

堤防整備　川口右岸地区
（右岸）4.0k～5.4k L=1.4km

河道掘削
（左右岸）　0.8～8.4km

河道の維持管理





鳥海ダムの建設



鳥海ダムの諸元

施設名	ダム型式	ダム高(m)	堤頂長(m)	総貯水容量(千m3)	湛水面積(km2)	集水面積(km2)
鳥海ダム	ロックフィル	82.2	365	44,100	3.1	83.9

河川整備計画実施による整備効果

現況　昭和22年7月洪水と同規模の洪水発生時

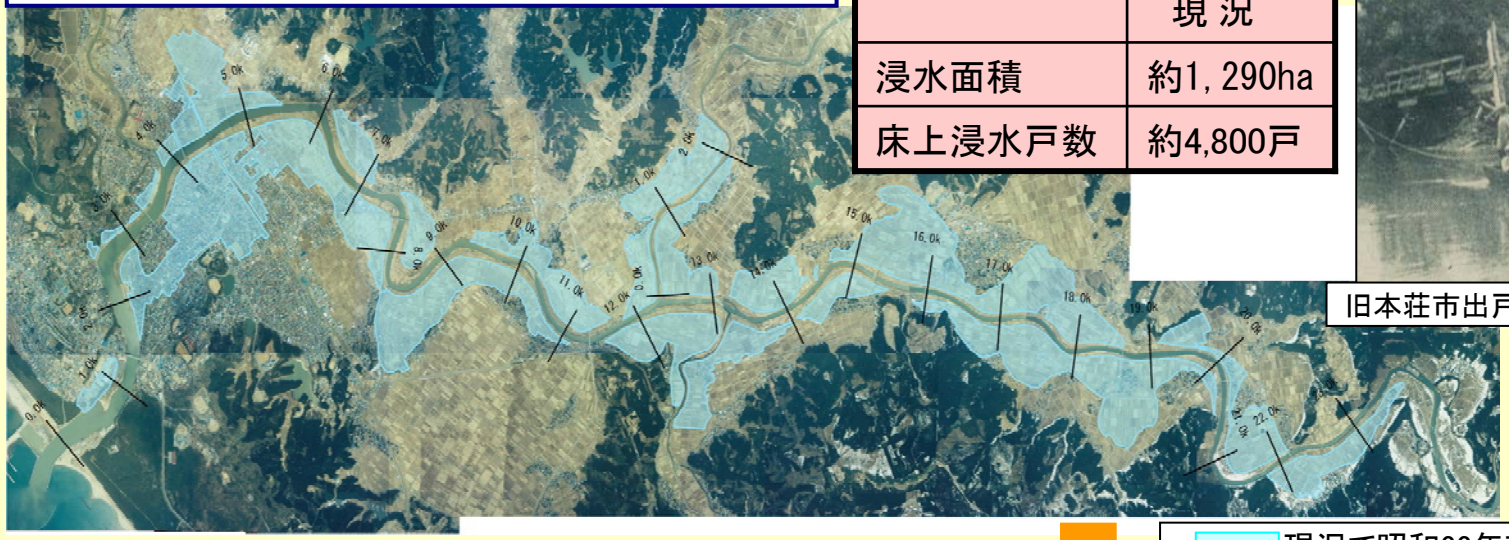

	現 況
浸水面積	約1，290ha
床上浸水戸数	約4,800戸

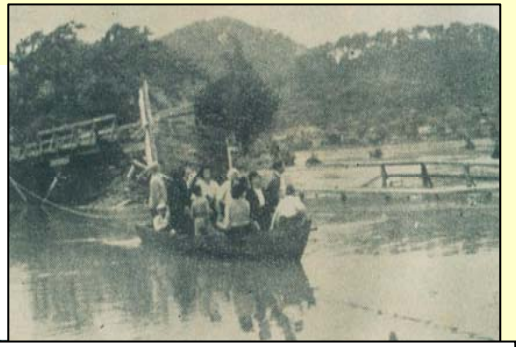

旧本荘市出戸地区浸水状況(S22.7洪水)

現況で昭和22年7月洪水と同規模の洪水が発生した場合の氾濫区域

整備後　昭和22年7月洪水と同規模の洪水発生時

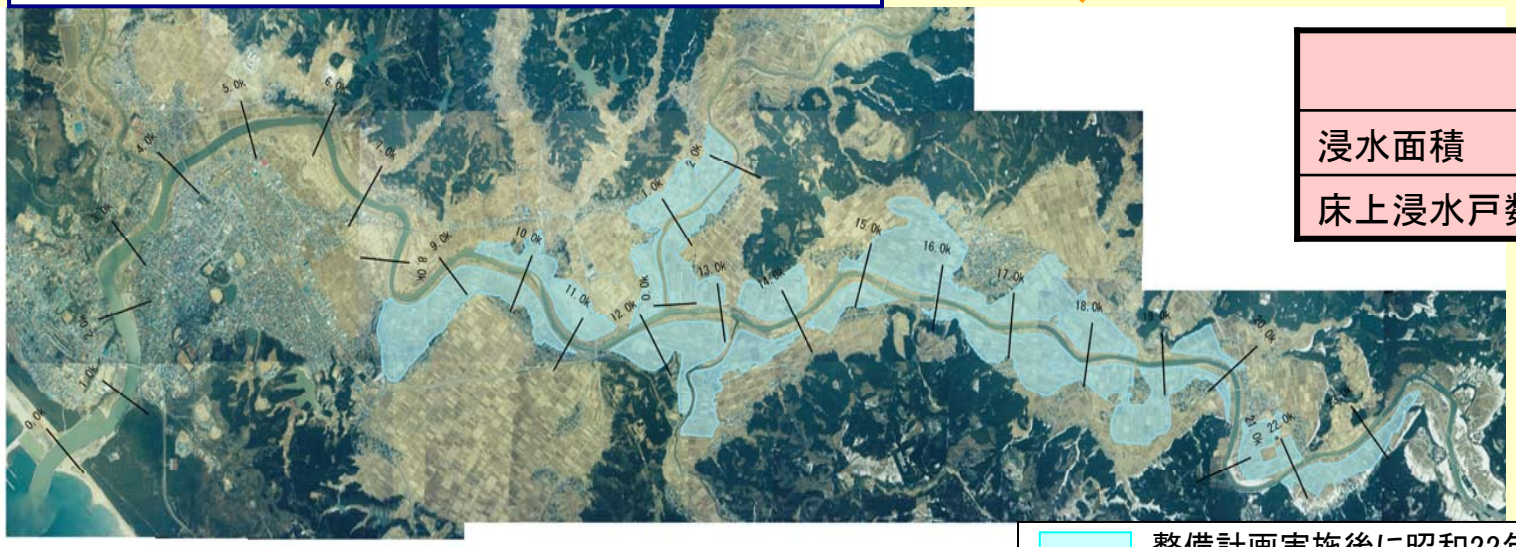

	整備後
浸水面積	約840ha
床上浸水戸数	0戸

整備計画実施後に昭和22年7月洪水と同規模の洪水が発生した場合の氾濫区域

費用対効果

子吉川水系河川整備計画（大臣管理区間）の費用対効果

便益（B）	費用（C）	事業効果（B／C）
193，807百万円	84，097百万円	2.3

【参考】鳥海ダムの費用対効果

便益（B）	費用（C）	事業効果（B／C）
139，339百万円	64，217百万円	2.2

結果は平成17年8月時点のものであり、今後、事業費等の数値の変化に伴い上下することがある。